

愛知教育大学附属岡崎小学校 いじめ防止基本方針

～ふぞくっ子の笑顔が輝く毎日のために～

平成 26 年 12 月策定
平成 30 年 12 月改訂
令和元年 8 月改訂
令和 3 年 12 月改訂

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、大学が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」をもとに「愛知教育大学附属岡崎小学校 いじめ防止基本方針」を定める。

II 基本的な考え

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童と一定の人的関係（※1）にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（「いじめ・不登校対策委員会」）を活用し、組織的に判断する。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとる。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、当該児童がかかわっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人間関係がある状態を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 基本認識

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要である。特に下囲みを教職員の共通した基本認識とし、愛知教育大学、学校、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

「いじめは絶対に許されない」

「いじめは卑怯な行為である」

「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」

3 いじめ解消の定義

いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続し、被害者が心身の苦痛をうけていないこと
(文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」)

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪をしたりすることで、いじめが解消したと判断するのではなく、被害者や加害者をはじめとした人間関係を注意深く見守り続け、被害者や加害者への面談も続ける。

4 いじめの未然防止に向けた取り組み

- ・児童が、学習にやりがいを感じ、よくわかる、参加・活躍ができる楽しい授業になるように努める。
- ・ペア活動等の異学年交流の場や行事等を活用し、互いを思いやり、協力し合う心情や態度を育むことができるように努める。
- ・道徳をはじめとした各教科、くすのき学習、特別活動等を通して、命の大切さや相手を思いやる心、互いの人格を尊重する態度を養う。また、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に努める。
- ・学校公開、父母教師会活動、個別懇談会、連絡帳等を活用した保護者との情報交換及び連携に努める。
- ・いじめに関する教職員の研修の場や機会を設け、いじめの具体的な事例や対策等を通して、いじめが起きにくい環境づくりを学んだり、いじめを早期に発見する目を養ったりすることができるように努める。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用方法とマナーについての理解を深め、インターネット上のいじめの加害者、被害者とならぬよう継続的に指導するように努める。
- ・感染症やLGBTに対する偏見や差別、誹謗中傷することなく、誤った認識や不確かな情報に惑わされずに行動できるよう、知識や理解を深める啓発活動に努める。

5 いじめの早期発見に向けた取り組み

- ・1・2学期は2回、3学期は1回、生活アンケートを実施し、担任が児童と個人面談を行う。

- ・健康観察時に一人一人の体と心と健康の観察を行う。
- ・養護教諭による観察と保健日誌から児童の状態や変化を把握する。
- ・スクールカウンセラーやアイリスパートナー（学校教育臨床専攻院生）による児童観察により、児童の状態や変化を把握する。また、児童や保護者からの依頼に応じて、スクールカウンセラーやアイリスパートナー（学校教育臨床専攻院生）が相談を受けることができるようにする。
- ・いじめ不登校対策委員会を毎月実施し、教職員の共通理解を図る。

6 インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、保護者へ事実関係を伝える。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署へ通報し、協力を求める。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用方法とマナーについての理解を深め、インターネット上のいじめの加害者、被害者とならぬよう継続的に指導するように努める。また、保護者への理解を図り、未然防止に努める。

7 いじめに対する早期対応及び措置

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、迅速かつ組織的に対応する。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合には、真摯に傾聴する。その際、被害児童の安全を確保するとともに、事実関係の確認をする。
- ・いじめと疑われる行為を発見したり、いじめである可能性を感じたりしたとき、教職員一人の問題とせず、情報を共有する。

8 いじめの加害者側になった児童への対応

- ・一方的かつ一時的な指導ではなく、心から反省できるよう、気づかせる指導、継続的な指導を行う。
- ・学校（ときに関係機関を含む）、被害者の保護者、加害者の保護者の三者が連携を図り、被害者児童および加害者児童の人間関係づくりをはじめとした健やかな成長のために見守っていく関係を築く。

Ⅲ いじめ防止対策組織について

1 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

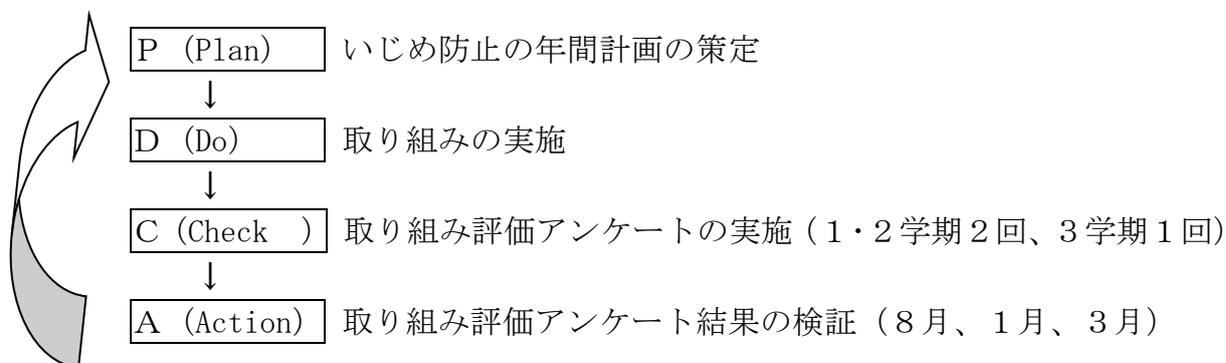
(1) 構成員

- ・情報交換を全教職員で毎月実施する。
- ・学期毎に実施する対策委員会は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭及びスクールカウンセラーで実施する。
- ・深刻ないじめの事案が発生したときには、適切な教職員や専門家で構成した「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開催し、いじめ事案に早急に対応するよう努める。

- その際、大学には、必要に応じて医師や弁護士などの専門家のへ派遣を依頼する。
- ・重大事態については、「2 重大事態への対応」を参照のこと

(2) 役割

ア 取り組みの検証(P D C Aサイクル)



◎取組状況は、学校評議員会へ報告する。

- イ 教職員の共通理解
- ウ 児童や保護者への情報発信
- エ いじめ事案への対応

2 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに大学へ連絡し、大学の判断により学校が調査主体となる場合は、次により対応する。なお、重大事態には、法に定められたもののほか、児童や保護者等から重大事態との申し出があった場合を含むものとする。

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法第28条」）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 学校が調査主体となる場合

原則として大学が調査の主体となるが、従来の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の意向などを踏まえ、学校が調査主体となることが望ましいと大学が判断した場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を調査母体に事案に応じて適切な外部の専門家を加えて対応する。

(2) 事実関係を明確にするための調査を実施

設置した調査組織により、いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることができるようにする。

【留意事項】

- ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合うこと。
- ・先行した調査を行っている場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施すること。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め情報を適切に提供する。

【留意事項】

- ・関係者の個人情報に十分配慮すること。ただし、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・アンケートを行う場合は、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合があることから、予め、その旨を調査対象者や保護者へ説明することが必要。

(4) 調査結果の報告

調査の結果は、大学へ報告する。

なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な対応

学校は、調査結果を踏まえ、児童が安心して活動できるよう必要な対応を行う。

なお、設置者である大学は、学校対応を支援する。

IV その他

(1) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価、保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

(2) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(3) 「学校いじめ基本方針」をホームページに掲載し、小さなサインも見逃さないよう、保護者へも協力を依頼していく。

(4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

V 令和5年度 年間計画

月	いじめ防止に向けた取り組み	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校対策基本方針の内容の確認 ・情報共有 ○相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーとの連携 ○父母教師会総会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の基本方針の説明 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期始業式 ○入学式 ○父母教師会総会 ○健康診断 ○春のペア遠足
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○専門家によるいじめ未然防止授業（R元年度、6年生実施） <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会西三河支部協力 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○衣替 ○春の運動会 ○隣接校種実習
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートと個別面接 ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・いじめの認知件数の確認と状況報告 ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○ふぞくっ子が活躍できる場 ○教職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事例検討 ・いじめへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○隣接校種実習 ○水泳授業開始 ○学校公開日
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートと個別面接 ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・いじめの認知件数の確認と状況報告 ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認定件数報告 ・外部評価 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童総会 ○個別懇談会 ○1学期終業式
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員各自の研修 ○必要に応じて、児童や保護者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○林間学校 ○2学期始業式
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・いじめの認知件数の確認と状況報告 ○特別支援教育委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の確認 ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートと個別面接 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育実習 ○くすのきの日

	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・いじめの認知件数の確認と状況報告 ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○バリス校交流 ○おかざきっ子展
1 1月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートと個別面接 ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・いじめの認知件数の確認と状況報告 ○学校評価アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者、教職員による学校評価 ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認定件数報告 ・外部評価 ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育実習 ○研究協議会 ○マラソン大会 ○個別懇談会
1 2月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会 ○2学期終業式 ○入学検査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ○学校評価アンケートの反省と次年度に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者、教職員による学校評価結果の振り返り ・新年度に向けて ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期始業式
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートと個別面接 ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・いじめの認知件数の確認と状況報告 ○学校評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認定件数報告 ・外部評価（学校評価アンケート） ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○お別れ音楽会 ○児童総会 ○意見発表会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ不登校対策委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ○スクールカウンセラーやアイリスパートナーとの連携 ○ふぞくっ子が活躍できる場 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業式 ○修了式